

福井地方最低賃金審議会
第4回福井県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時 令和7年8月8日(金)午前10時00分～午後0時30分

2 場 所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

3 出席状況【出席委員 8名】

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、廣瀬委員(欠)

労働者代表委員 杉田委員、中澤委員、山田委員

使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員、山埜委員

事務局 工藤労働基準部長、木村賃金室長、西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

(1) 福井県最低賃金の改正決定について

(2) その他

5 議 事

○佐藤部会長代理

それでは、ただいまから第4回福井県最低賃金専門部会を開催します。

本日は、廣瀬部会長が所用により欠席ですので、部会長代理であります私が進めさせていただきます。

本日の専門部会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、2名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。

定足数の確認をお願いします。

○西村室長補佐

本日は公益代表の廣瀬委員が所用により欠席される旨の御連絡をいただいておりますので、委員8名の方が出席されております。よって、委員総数の3分の2以上、各側委員の3分の1以上の要件を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

○佐藤部会長代理

ありがとうございます。それでは、本日の審議に入ります前に、全国の結審状況について、事務局から報告はございますでしょうか。

○木村賃金室長

まず、千葉です。引上げ額は、目安額プラス1円で64円、改定後の地域別最低賃金が1,140円、発効日は10月3日の見込みです。

続きまして、長野です。引上げ額は、目安どおりで63円、改定後の地域別最低賃金は1,061円、発効日は10月3日の見込みです。

続きまして、東京です。引上げ額は目安どおりで63円、改定額は1,226円、発効日は10月3日の見込みです。

承知しているのは以上でございます。

○佐藤部会長代理

各側から全国の審議状況について御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○山埜委員

賛成、反対の状況は分かりますか。

○木村賃金室長

賛否の状況については、把握しておりません。

○佐藤部会長代理

ほかにございませんでしょうか。

質疑、意見のないことを確認

○佐藤部会長代理

それでは、議事の「(1)福井県最低賃金の改正決定について」に入らせていただきます。

はじめに、前回までの専門部会での議論の経過を事務局からの説明により皆様といま一度確認してまいりたいと思います。その上で個別協議に入りたいと思いますが、そのような流れでよろしいでしょうか。

異議、意見のないことを確認

○佐藤部会長代理

ありがとうございます。それでは、事務局よりお願いいたします。

○木村賃金室長

では、専門部会要旨です。

こちらにつきましては、議事要旨として私どものホームページにもアップしていくものとして考えておりますので、不足等がありましたらまた御指摘も頂ければと思います。

各側の主張としまして、労働者の生計費についてです。

最低賃金制度が働く人の生活を支えるセーフティーネットであることは公労使一致した考えである。全国の物価は 2025 年 4 月以降も 4 %前後の高い水準で推移し、全国の実質賃金は 4 か月連続でマイナスとなり、福井県では前年を上回ったものの、指数は基準年より低く、物価上昇に賃金が追いついていない。全国加重平均の 1,055 円で 2,000 時間働いたとしても年収 210 万円程度とワーキングプア水準にとどまり、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引上げが必要。連合リビングウェイジ 1,140 円以上の水準到達への道筋となるよう金額改定を求めるという御意見。

賃金につきまして、連合福井の春季賃金妥結状況では、賃上げ率5.69%、前年4.55%と、昨年を上回る賃上げが実現した。また、連合本部の有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率は5.93%、前年5.74%となっている。福井県経営者協会が中間報告として発表した県内の賃金改定状況によると、賃上げ率は4.77%と、前年比1.13ポイント増加となった。厚生労働省が実施した賃金改定状況調査において、Bランク2.9%、前年2.4%となり、いずれも昨年以上を回っている。この賃上げの流れを、未組織労働者、最低賃金で働く労働者の労働条件向上へ確実に波及させる必要がある。

なお、県内の求人票に記載された募集賃金下限額は平均で時給1,108円と、最低賃金を大きく上回っている。

福井県経営者協会が行った調査では、賃金の上げ幅を昨年と同額又は減額した企業の割合は36.9%、前年25.0%を占めており、一方的に最低賃金を急激に引き上げることは避けるべきであるという御指摘も頂いております。

通常の事業の支払能力につきまして、北陸短観において過去10年間の売上高経常利益率は5%以上の水準で推移し、安定している。また、2024年度実績は7.90%と、全国平均を上回る水準となっており、2025年度計画においても7.61%と、全国よりも高い水準にある。また、県内企業の従業者1人当たり付加価値額も安定しており、これまでの最低賃金の大幅な引上げが直ちに経営の悪化に結びついていないことを示唆している。

福井県では、パートナーシップ構築宣言の登録率が全国1位であり、この登録企業であることを要件とする福井県の補助金制度等の活用促進策により、県内企業の取引慣行の改善や価格交渉力の向上が進み、価格転嫁の環境整備が図られている。さらに、最低賃金の大幅な引上げに際し、国及び県の支援策が整備され、業務改善助成金、キャリアアップ助成金の利用が中小企業を中心に進んでいる。

一方で、全ての企業に例外なく罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃上げとは意味合いが異なり、価格転嫁率が52.4%で、「価格転嫁できた企業」と「できない企業」とで二極分離化している。価格転嫁が進まない中小企業では賃上げ原資を総人件費内での調整や設備投資の減、借入れ増などで対応しなければならなくなり、最低賃金の引上げが影響する中小・零細企業を基準に考える必要がある。

政府目標である2020年代に最低賃金全国平均1,500円について、福井県経営者協会が行ったアンケート調査では、「ある程度引上げは必要だが高すぎる」と考える企業が71.9%を占める。最低賃金は通常の事業の支払能力を重視して決めるべき。障がい者雇用などの多様な雇用があり、技術力を持った小規模事業者もいる。最低賃金の引上げによっての影響を受けるこれら企業への配慮もすべき。

地域間格差につきましては、近隣との格差を解消することが地域間格差の是正ではないことは公労使一致した考え方である。福井県の消費者物価指数は全国平均と比べ99.3の割合にあるところ、最低賃金は全国加重平均と比べて93.3%であり、このアンバランスを整えていくことが必要というような御意見でございました。

それから、発効日の審議につきまして、これから検討していただくこととなりますが、その前提条件となるものを一つ御説明しておいたほうがよいかと思ひまして、まとめたものでございます。

まず、福井地方最低賃金審議会の過去の経過を振り返りたいと思います。

まず、発効日につきまして、当審議会では、本年3月に開催しました第518回審議

会におきまして、賃上げしやすい環境を整備する視点を踏まえながら、発効日が10月上旬となるよう、本年度の審議日程を議論し、1案2案をつくりながら調整をしてきたところでございます。

この背景には、各種支援策の利用に当たりまして、発効日より前に賃上げを実施するというような制度利用の要件があるところ、毎月末日締切りの企業では、9月分賃金での引上げが求められるということになります。社会保険料の定時改定が9月分賃金から適用されることもあり、最低賃金の引上げに伴う各種支援策の利用において、未締めめの企業であっても10月分賃金で賃上げが行えるように、発効日が10月2日以降となるよう、審議日程を調整してきたところでございます。

しかし、当審議会におきましては、一日も早く発効することが最低賃金の使命であり、助成金の利用を理由として発効日を遅らせる必要があるのであれば、助成金自体の改善を求めたいという旨の意見もいただいているところでございます。

一方、発効日を遅らせる理由といたしまして、本年度、今回示されました公益委員見解、中審の公益委員見解でございますが、賃金原資の確保や各種支援策の利用に伴う時間的余裕、年収の壁による就業調整への対応が指摘されているところでございますけれども、当審議会におきましては、本年6月に開催いたしました第519回審議会におきまして、国の支援策の中でも生産性向上に資する業務改善助成金でありますとか、賃上げ原資ともなり得るキャリアアップ助成金の賃金規定改定コースでありますとか、年収の壁対策に係りますキャリアアップ助成金の中の正社員コースや社会保険適用時処遇改善コース、こういったものの利用実績を説明をさせていただいているところでございます。

あわせて、同審議会では、福井県労働政策課から、県の支援策である伴走支援、業務改善助成金の上乗せ補助制度、価格転嫁促進のための支援状況などを御説明いただいたところでございます。

また、その中で、当局では、使用者に時間的余裕を持って賃上げに対応していただくために、県内の幸せ実感（ウェルビーイング）社会の実現に向けた共同宣言を令和5年9月に行っていますが、この共同宣言を行った県内の労使団体でございますとか県内市町に御協力をいただきまして、最低賃金の改正答申を、速やかに周知し、8月中旬には最低賃金の引上げに係る各種支援策の利活用を呼びかけているというようなことも6月の審議会で御報告させていただいたところでございます。

今回の流れでございますが、本専門部会におきましては、引き続き改正額の御審議をいただきながら、審議の最終段階におきまして、今ほど説明いたしましたこれまでの審議状況を踏まえつつ、発効日が従前どおり法定発効として差し支えないかということについても御確認をいただきたいというふうに思います。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤部会長代理

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明で何か不足の点がございましたら御発言をお願いいたします。

質疑、意見のないことを確認

○佐藤部会長代理

特にないようですので、個別協議に入っていきたいと思います。

今回は、労働者側委員、使用者側委員の双方から全体的な御意見を頂きまして、公労使、最低賃金を引き上げることの必要性等については認識は一致しているところでございますが、引上げに対する考え方については、更に議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、本日の個別協議の所要時間ですが、1回目は各側15分程度、計30分間をめぐに行います。2回目も各側15分程度、計30分をめぐに行いまして、最大でも正午までには閉会するスケジュールで進めたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、どちら側から始めさせていただければよろしいでしょうか。どちらがよろしいですかね。

○山田委員

公益側の御都合はいかがですか。

○佐藤部会長代理

労働者側から、よろしくお願いします。

それでは、労働者代表委員との個別協議から始めさせていただきたいと思います。ここからの個別協議につきましては、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合と認めまして、非公開とさせていただきます。傍聴人の方は御退席をお願いします。

それでは、使用者代表委員の皆様は控室にて待機よろしくお願いいたします。

○山埜委員

全体会で金額提示をせずに、個別協議に入りますか。

○木村賃金室長

どちらでもよいように思います。

○山田委員

個別協議の中で金額提示をしようと思っていましたが、どちらでも結構です。個別協議の内容は、公益側より報告されると思います。

○木村賃金室長

それでは、個別協議で金額提示を行い、全体会で公益側より各側の主張・金額について報告することではいかがでしょうか。

(異議のないことを確認)

(傍聴人退室)

(使用者代表委員退室)

(公労による個別協議を開始)

(公労による個別協議を終了)

(労働者代表委員退室)

(使用者代表委員入室)

(公使による個別協議を開始)

(公使による個別協議を終了)

(労働者代表委員入室)

(傍聴人入室)

(公労使による協議を開始)

○佐藤部会長代理

今ほど、労働者側委員の皆様から個別にお話を聞いたところですが、使用者委員の皆様から三者でさらに議論を深めたいという御要望がございまして、このような形で仕切り直しというか、再開させていただきたいと思います。

もう一度、労働者側委員様、お手数ではございますけれども、金額と考え方について、御説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○中澤委員

それでは、改めて、金額の提示をさせていただきたいと思います。

先ほども結論から申し上げておりましたので、同じく結論で申し上げさせていただきたいと思います。こちらの御提示させていただく額につきましては 78 円です。

こちらの根拠につきましては、昨日お配りさせていただきました意見表明に際しての資料の中で、生計費の中で、連合福井が定めているリビングウェイジ、こちらが 1,140 円が、生計費のために必要な時給という形で算出をさせていただいておりますが、これと最低賃金との差額 156 円を 2 か年で達成するという事で算定をさせていただきまして、78 円という形でこちらのほうは御提示をさせていただきたいと思っております。

また、3 要素に関する検討というところにつきましては、前回の意見表明をさせていただいておりますけれども、例えば、春闘の上がり状況で、昨年を上回る状況であることや、賃金の支払能力については、北陸短観での安定的な数値の維持、そして県内企業の 1 人当たりの付加価値額が安定しているというところも踏まえ、こちらの金額を御提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

こちらの労働者側からの主張は以上です。

○佐藤部会長代理

ありがとうございます。今の御報告に対する質問等があればお願いします。大丈夫ですか。

(質疑、意見のないことを確認)

○佐藤部会長代理

それでは、使用者側の方から同じように金額と考え方について説明をお願いします。

○山埜委員

昨日、具体的な数字で説明させていただいたものですから、急遽仕切り直しとなり、すみませんでした。

提出しましたペーパーを見ていただきたいのですが、最低賃金法に定める3要素から客観的に算出すること、これが大事なかなと思っております。

まず、1つ目の労働者の生計費についてです。令和7年6月の消費者物価指数の総合指数では109.6という数字でして、これは前年同月比2.6%の伸びということで、これは昨年と同率で、物価は昨年と同じ伸び率になっております。

そのうち10大費目指数だけを取り上げてみますと、これは令和6年1月～6月と令和7年1月～6月の単純平均の比較をしたところ、前年よりも3.3ポイントの上昇となっていました。間違いなく、米や食料品、そういうものが伸びていますので、昨年よりも若干伸びているという形になっています。

さらに、中央でよく用いられております、「持家の帰属家賃を除く総合」指数を令和6年1月～6月と令和7年1月～6月の比較をしましたところ、これもかなり伸びておりまして、4.4%の伸びとなっております。

それから、2つ目の賃金ですが、これは賃金改定状況調査の結果ということで、いわゆる第4表の一般労働者及びパートタイムの、福井県はBランクなので、Bランクの賃金上昇率は前年比2.9%の伸びでした。また、経営者協会が行った調査は、そこに書いてあるとおりです。

それから、3つ目の通常の事業の賃金支払能力ですが、ここは中央と違うところですが、すけれども、いわゆる通常の事業の支払能力は、個々の企業の賃金の支払能力を指すものではなく、各種統計資料を基に議論すべきものとされておりまして、国内企業物価指数は、前々年、エネルギー高騰とか原材料の高騰とかが非常に上がりましたけれども、昨年より若干落ち着いてはいるものの、令和2年の平均値を100とした指数に対しまして、令和7年6月の指数は126.2ということで、高止まりしているのは間違いのないところです。

また、日銀短観による製造業の経常利益の増減ですが、令和6年度は5.8%増という数字がありますが、令和7年度は8.4%減という計画になっているということで、プラスが今マイナスというふうに見えているところです。

それから、売上高経常利益率ですが、こちらは、令和6年度9.32%に対しまして、令和7年度は8.42%ということで、減少を見込んでいるということで、前年度と比べて、業績が悪くなると見込んでいることが数字に出ております。

さらに、今朝の新聞等でも出ておりますが、アメリカの相互関税措置により、世界経済が同時に減速するだろうと言われています。日本企業にとっても減益とか、設備

投資や賃上げなどに大きな悪い影響があるというふうに考えられるのは周知のとおりだと思います。

また、価格転嫁の話ですが、福井商工会議所が行いました福井県中小・零細企業の調査では、さすがに9割の事業所で価格転嫁をしているということです。ほとんどの企業で価格転嫁に応じてもらっているのですが、中身の価格転嫁率は36.4%しかないということで、価格転嫁に応じますというが、実際に、価格転嫁をしてくれているかということ、36.4%しか応じてくれないということで、非常に厳しい状況にあるということです。それが、3要素の客観的な数字です。

その他としまして、影響率も大事だと思います。資料に書いてありますように、令和元年度からずっと数字ありますが、令和元年度以前、影響率は一桁だったと思いますが、令和3年度ぐらいから二桁になりまして、令和3年度11.3%、令和4年度14.1%、令和5年度18%、令和6年度22%、今年は計算しますと24.1%ということで、非常に影響率が高まっております。どのくらいの影響率が妥当かということは分かりませんが、一般的に考えまして、20%を超えることはいかがかということで、10%台に抑えるには、資料を見ますと、単価を34円、率で3.46%以下にする必要があるのではないかとこのように考えました。

以上、それらを総合的に勘案しますと、引上げ率は3～4%、金額に直しますと30円～40円が妥当というふうに考えましたので、そういうふうな結果だと思います。

以上です。

○佐藤部会長代理

ありがとうございます。山埜委員の御説明に対する御質問、御意見などあればお願いいたします。

○中澤委員

御説明いただきましてありがとうございました。1点お伺いしたいところがありまして、通常の事業の支払能力につきまして、労働者側では北陸短観を使わせていただき、比較的地域に近い数字というものを使わせていただいておりますが、今回、国内企業物価指数や日銀短観という、比較的規模の大きいといいますが、全国的な数字を使われている理由は、何かありましたら教えていただければと思います。

○山埜委員

これは、労働局が用意した資料の中にあつたものですから、それを使わせていただきました。

○中澤委員

分かりました。もう1点御発言をさせていただきます。

労働者の生計費に関しまして、今回、物価指数の数字を使っていると思います。実は、福井県のホームページの中に生活関連物資価格調査結果表というものがあつて、こちらが主要な品目、お米やトイレットペーパー、LPガスなどの上昇率、平均額を一覧表で出しており、年度ごとに比較できるような形となっております。

こちらで、例えば、令和6年8月分と翌年6月の結果を比較しますと、平均して7.3%、価格が上昇しているという数字もございます。それも含めて、また加味してい

ただければと思います。

○山埜委員

8月分は出ていますか。

○山田委員

令和6年8月と令和7年6月で比較しています。

○中澤委員

最新のものということです。

○山田委員

去年、引上げ額を決めたのが8月ですから、そこからどれだけ上がっているのかなということを調べさせてもらいました。直近で6月までのデータしかないのですが、6月で見えていますが、福井県全体のデータで7.3%価格が上昇しているというデータもあるので、これも少し検討材料にさせていただけたらと思います。

○井花委員

よろしいですか。今、どのデータを使って、どのパーセンテージという、各論の細かい話をされ、使用者側の考えということで理解しましたが、それに入る前に、中央最低賃金審議会から示されている目安や公益委員見解はもう全く置いておいてという話になってしまうように思いますが、使用者側としてはそういうお考えですか。

○山埜委員

当然、目安額は意識しております。ただ、法律に定める3要素を考慮して決めなければならないとなっておりますので、最低賃金法第9条第2項に書かれていることをそのまま取って、数字を福井県で考えてみた場合に、どうなるかということはやっぱり出すべきだと思います。

当然に、中央の目安額から出発するというのはちょっとおかしいのではないのかなと思います。

○井花委員

中央の目安から出発するのはおかしい。それはそういうお考えということで、私はお聞きしますが、その考えに立ってしまうと、中央最低賃金審議会があって、その見解を踏まえた上で、許容性の範囲で地方の裁量を発揮するという、この審議会制度を否定、と言うとちょっと粗い言い方ですけども、審議会制度を軽視した議論の仕方になると思うので、お考えやお気持ちは分かりますが、そこはどうなのかなということとは、私としては疑問に思っています。

○山埜委員

余計なことかもしれませんが、一応中央のほうからも、目安額はあくまでも参考だということで、目安額にとらわれることなく、地方で議論してくださいと書かれていたように思います。各県にもいろいろ聞きますと、やはり各県それぞれの地方の客観

的な数字を基に交渉していると聞き及んでおります。あくまでも目安から出発するものではないと思っております。

○井花委員

目安から出発、又は出発じゃないという、その言葉で議論するつもりはありませんが、目安を念頭に、重視というか、基準として、そういう議論になるべきではないかと思いました。それをしないと、地方の審議会としても、両者の妥結点というか、解決点が見いだせないかなというふうに思うので、やっぱり中央から示されている目安あるいは公益委員見解は重視して、両者に議論していただきたいということが、私の考え、思いではあります。

○杉田委員

目安については、中央の話ということは分かります。地方がということは分かりますが、先ほど出された資料では日銀短観が使われています。地域のことを重視するのであれば、北陸短観が使われたほうが良かったのかなという気がします。中央は中央だという話であれば、日銀短観を使われていることはちょっとどうなのかなと思いました。

○山埜委員

企業の支払能力を示す客観的な数字はなかなか出しにくいんです。生計費や賃金みたいに出せるのであればいいのですが、極論言いますと、景気がよくなるのか、悪くなるのかという大まかな判断もあると思います。今この状況において、経済が伸びていくのか、あるいは下がっていくのか、どちらかだと思いますかということに対しては、今のトランプ関税のこともあって、悲観的に見ている企業が多いというのは間違いないと思います。

○杉田委員

前々から言われている福井だけという考えが感じられますが、そういう経済という話になれば、やはり日本、全国的な話になるかと思います。福井だけ、全国だけ、これが何か混在しているように見受けられるので、そこは整理されて言われるほうが、私どもは受けやすいかなと思います。

○山埜委員

理想的にはそうです。ただ、非常に福井だけで経済が成り立っているわけではないので、当然、日本の各県の、よその県との取引もあります。グローバルな世界においては世界中の企業との取引もありますので、そういった大きな観点から見ないと駄目なのかなと思います。ただ、数字的に見ますと、生計費が、瞬間的に高い数字もありますけれども、2～3%ぐらいの数字、それから賃金も4～5%ぐらいの数字も出ています。影響率も大体3%ぐらい。その数字を見ますと、どう見ても3～4%ぐらいの数字が適当であると思います。

そこに、支払能力の数字も足せばいいのですが、ここは足せないで、どちらかということプラス方向かマイナス方向かを見た場合に、マイナス方向であるということ、労働局が、そういうふうな資料を出していただきましたので、公正な面からそれ

を採用したということです。御理解をお願いします。

○木村賃金室長

もしよければ、個別協議に入っていただければよろしいのではないかと思います、山埜委員、よろしいでしょうか。

（異議のないことを確認）

（傍聴人退室）

（使用者側委員退室）

（公労による個別協議の開始）

（公労による個別協議終了）

（労働者代表委員退室）

（使用者代表委員入室）

（公使による個別協議を開始）

（公使による個別協議を終了）

（使用者代表委員退室）

（公益のみによる協議）

（労働者代表委員入室）

（公労による個別協議を開始）

（公労による個別協議を終了）

（労働者代表委員退室）

（使用者代表委員入室）

（公使による個別協議を開始）

（公使による個別協議を終了）

（佐藤部会長代理が退室し、労働者側委員に進め方について説明）

(労働者側委員入室)

(公益のみによる協議)

(傍聴人入室)

(公労使による協議を再開)

○佐藤部会長代理

それでは、本日それぞれに個別協議を実施させていただきました。

まず、労働者側代表委員の意見としては、連合のリビングウェッジと最低賃金の差額を2年間で確保するという、そういった観点から、78円という額が示されました。

一方で、使用者側代表の意見としては、法定3要素や影響率を鑑み、目安以下の30円～40円が妥当ではないかという考えが示されたところです。

提示額や引上げに対する考え方については、労使になお隔たりがあるところです。そこで、公益代表として、引上げに際しての考え方をいま一度述べさせていただきたいと思います。

法定3要素に照らして、生計費につきましては、連合のリビングウェッジ1,140円からの差額、労働局が算定する生計費1,116円からの差額を大幅に改善することを目指してはいかがかという考えです。消費者物価指数の総合のスライドによる最低賃金の引上げを行わずに、標準生計費との額差を縮めることにより、実質賃金指数をプラスに転じさせ、4人世帯においても、通年で最低賃金額が標準生計費を上回る効果が得られるのではないかという考えです。

引上げ額につきましては、中央最低賃金審議会が重視した食料について県内の令和6年度改正後の上昇率が7.1%であることから、生計費に関しましては69円～70円の引上げが妥当ではないかと考えます。

なお、福井県におきましては、令和6年消費者物価地域差指数において食料が全国3位と、非常に物価水準が高いということもありまして、今回重視するに値すると考えました。

賃金についてです。連合の春季賃金妥結状況を見ましても、全国と比較しまして0.56ポイント高い。目安額が63円、948円に対する引上げ率6.40%に先ほどの0.56%を加えた6.96%引上げで68円49銭となり、68円程度の引上げが妥当ではないかというふうに考えます。

そして、支払能力についてです。通常の事業の支払能力に関しましては、全国の法人企業統計の経常利益は、令和5年度、資本金1,000万円未満でも2年連続増加しておりまして、北陸財務局福井財務事務所の調べでも、県内の経常利益は令和6年度増益となっております。福井県の売上高経常利益率は全国よりも高く、過去20年間で最高になっており、経年的に見ても安定をしております。売上高経常利益率の差0.64ポイントに全国加重平均の1,055円を乗じますと、6円75銭程度優位性がありまして、こちらから見まして、69円～70円の引上げが妥当と考えます。

ただし、価格転嫁の状況や労働分配率を見るに当たり、引上げには一定程度の限界があるということも思っております。

地域間格差の是正については、北陸3県で競争するとか、そういったことに関してはナンセンスで、競争する必要などないと思いますが、先ほど申しました法定3要素により引上げ額を導き出しまして、その結果、地域間格差が縮まることが望ましいというか、あるべき姿ではないのかと考えております。

公益側の考えとしては以上になります。今説明させていただきました考えを総合的に勘案いたしまして、引上げ額を導いてまいりたいと考えております。

今の私の説明について、御意見やご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

○西澤委員

先ほど御質問させていただいたことについてお答えいただいているのですが、要は食料費の伸び率の用い方についてです。生計費が非常に重要なポイントになっていると思いますので、食料費の伸び率をもって全体の最低賃金の伸びを計算するということについては、もちろん食料品が重要な指標であるということは理解しており、そういうことを書いてあると思いますが、69円～70円の引上げの根拠にそれを使うのはいかがなものかということで、御質問させていただきました。

○佐藤部会長代理

これについては、木村賃金室長から御説明させていただきます。

○木村賃金室長

御質問いただきましてありがとうございます。

生計費につきましては、今ほどの御説明の中で、物価スライドによらない最低賃金の引上げということで、生活するにかかる必要な経費と最低賃金から得られる収入との差額を詰めていきたいと思いますという考え方を、公益の先生は述べられたと思っております。その差額を詰めるに当たっての一つの指標として、今回は食料というものの上昇率を一つ目安といたしまして、上昇率7.1というものを参考として、生計費を69円～70円の引上げが妥当ということを導いたということです。

ですので、こちらの食料につきましては、西澤委員御指摘のとおり、家計の支出にはほかのものも含まれるわけではございますが、中央最低賃金審議会の答申にありますとおり、食料についてはウエートが高いというようなこと、それから、中央最低賃金審議会が使われている指標の中で、県内で今のところ確認できる指標として、比べることができるものが食料という指標であるということです。

ただ、労働者側には、今回もう一つ7.3%という御主張もありましたが、こちらについては、今のところ資料の御提出を頂いていないものですから、食料品としての7.1%という低い側の数字を使って、参考として69円～70円という金額の中での御考えというふうに承知しているところです。

回答は以上です。

○山埜委員

今の公益からの説明に対して、私の意見を述べさせていただきます。

まず、今述べられたことですが、全体的にやはり中央最低賃金審議会の目安額を追認するような仕立ての説明はやっぱりちょっと全体的におかしいんじゃないかと思えます。具体的に言いますと、生計費について、西澤委員も言いましたように、突出

した食料の数字だけに着目して、その数字を採用しているということはおかしいと思います。

それから、2つ目です。賃金について、中央最低賃金審議会の目安額 63 円は、賃金だけで決めた 63 円ではありません。しかし、63 円に福井県の賃金上昇率を加算するというやり方はおかしいと思います。

それから、支払能力につきましても、ここに書かれておりますのは全く中小・零細企業の支払能力を考慮しておりません。

という以上の理由から、私としては、今の御主張は受け入れることができないということをお願いしたいと思います。

○佐藤部会長代理

御意見ありがとうございました。井花先生、何かございますか。

○井花委員

私は、結構です。

○佐藤部会長代理

ほかに御意見などございましたら、お願いします。

○中澤委員

労働者側としての受け止めという形で発言をさせていただきます。

先ほどの法定3要素に関するお話ということで、金額の部分につきましては、もともこちらのほうからは 78 円を御提示させていただいた中で、その金額に届くものではないのですが、昨年からの目安額プラス幾らという引上げ額に関しまして、過去最高といえますか、上げ幅が大きくなったことなども含めまして、一定の評価をさせていただくところです。

ただ、計算方法等につきまして、引き続き考えていけないといけない部分も多々あるかなと思います。引上げ額等につきましては、了承といえますか、特段御意見はございません。

○山田委員

少しだけ補足させていただきたいと思います。

今ほどの西澤委員及び山本委員の御発言にもありましたように、食料費について今回 7.1% の上昇率を加味した形になっていますが、私も食料だけをもって、この引上げ額を決めるものではないと認識している中で、あえて私たちもこの 7.1% の数字は使わずにいました。他県に比べて福井の食料品の水準が高いというところで、目安以上は目指さないといけないだろうという認識は持っていたので、これがダイレクトに 69 円～70 円かと、こういうものではないかなと思っています。ウエートを食料に置いて、目安プラスアルファが必要だという根拠にはなり得るのだろうというふうに労働者側としては受け止めています。

以上です。

○佐藤部会長代理

ありがとうございます。

本当に、労働者側及び使用者側は、いろいろな御意見、お考えがあると思います。今、示しました公益側の考えに対してもいろいろお考えはあろうかと思いますが、ここで額を提示し、これまでのお話しや、私どもの考えなどを総合的に勘案しまして、引上げ額を導いてまいりたいと思います。

それでは、公益代表委員としての具体的な額をお示しします。

福井県最低賃金を 69 円、率にして 7.01% 引き上げまして、時間額にして 1,053 円とすることを提示したいと思います。

何か御不明な点などがありましたら、御質問、御意見をお願いします。

質疑、意見のないことを確認

○佐藤部会長代理

ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれまでとしまして、次回の協議に持ち越していきたいと思います。この提示した金額での結審が可能かどうか、各側において御検討をよろしくお願いします。

なお、次回は、最終回を予定しております。結審をしたいと思っておりますので、提示額の御理解のほどよろしくお願いします。

それでは、議事（２）のその他に入ります。

こちらからは、特に用意している案件はございません。皆様から何かございませんでしょうか。

質疑、意見のないことを確認

○佐藤部会長代理

無いようですので、最後に事務局から次回の案内をお願いします。

○木村賃金室長

次回は、８月 12 日火曜日午前 10 時～、第 5 回専門部会を福井春山合同庁舎 1 階の第 1 共用会議室にて開催する予定です。よろしくお願いいたします。

なお、同日 8 月 12 日につきましては、午後 1 時 30 分～同じく 1 階の第 1 共用会議室におきまして審議会を開催し、地域別最低賃金の改正決定について、専門部会の結審を得られた場合には答申を予定しておりますので、引き続き円滑な御審議に御協力をお願いします。

説明は、以上です。

○佐藤部会長代理

それでは、本日の専門部会は終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

（閉 会）